

高齢者虐待防止法		H27.11.24
市町村内の地域密着型特別養護ホームにおける高齢者虐待の疑いがある場合		
通報者：職員、利用者、家族が市町村に通用(匿名でよい)	県高齢者福祉課・有沢	
通報を受けた市町村は、施設において、管理者職員などにヒアリングを行う。通報内容とヒアリング結果を市町村が設置する「高齢者虐待防止ネットワーク委員会」	健康福祉課・藤原	
に提出する。四万十町においては、「高齢者権利擁護ネットワーク委員会」構成員は、警察、消防、四万十町社会福祉協議会代表者(その都度職員課から選出)		
民生児童委員代表、金子司法、国保審査会代表、(澤田医師)医療機関相談員(窪川病院、大西病院核1名)、健康福祉課課長、町内ケアマネジャー連絡会代表		
学識経験者(名声会会長・吉永信夫氏)		
認定結果に基づいて高知県が指導。改善計画書の提出を要請する。	県高齢者福祉課・有沢	
県内の施設に改善計画を命じたことはある。	県高齢者福祉課・有沢	
施設名の開示は	町議会議員西原	
ない。施設名名以外の虐待状況については、県HPで公開している。	県高齢者福祉課・有沢	
改善の確認は、	町議会議員西原	
改善計画は、情報開示の対象になるか	県高齢者福祉課・有沢	
課内で協議して、個別に対応している。	県高齢者福祉課・有沢	
ヒアリング時に看護日誌、医務記録、医師の処方箋(本人は記事請求できる。本人の同意があれば、家族も開示請求できる。)を見ることもある。	県高齢者福祉課・有沢	
ネットワーク委員会取り扱いは、在宅とグループホームのみ。施設は過去にはない。	健康福祉課・藤原	H27.11.24
医療行為の自己決定権について		
診断と処方、医師の自由であり、カルテの様式などの審査はあるが、審査内容の審査機関は設置されていない。最終的には免許取り消しなどの行政処分はある。	厚生労働省医事政策課	H28.1.8
日本国憲13条:すべて国民は個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法そのほか国政の上で、	厚生労働省障害福祉部・近藤	H28.1.8
最大の尊重を必要とする。	厚生労働省医政局総務課・小野	H28.1.12
医師法1の4:患者に対する処方の説明に努めるものとする。罰則はなし。努力義務。あくまで患者本人を対象とする。	厚生労働省医政局総務課・小野	
虐待通報に基づく立ち入り時の調査方法		
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備、及び運用基準(省令)	厚生労働省社会援護局障害保健福祉部福祉サービス係大城	H28.2.19
作成、保管を要する記録	厚生労働省社会援護局障害保健福祉部福祉サービス係大城	
サービス提供記録(17条)	厚生労働省社会援護局障害保健福祉部福祉サービス係大城	
障害福祉サービス計画(23条)	厚生労働省社会援護局障害保健福祉部福祉サービス係大城	

市町村への通知に関する記録(39条)	厚生労働省社会援護局障害保健福祉部福祉サービス係大城	
身体拘束の記録(48条)	厚生労働省社会援護局障害保健福祉部福祉サービス係大城	
苦情対応の記録(52条)	厚生労働省社会援護局障害保健福祉部福祉サービス係大城	
事故に関する状況及び事故に関する処理対応記録(54条)	厚生労働省社会援護局障害保健福祉部福祉サービス係大城	
金銭管理に対しては、利用者の同意に基づくものとする(56条)	厚生労働省社会援護局障害保健福祉部福祉サービス係大城	
健康管理(36条)	厚生労働省社会援護局障害保健福祉部福祉サービス係大城	
指定障害者支援施設は、常に利用の健康状況に注意し、常に、健康保持のための、適切な措置を講じなければならない。	厚生労働省社会援護局障害保健福祉部福祉サービス係大城	
生活介護には看護士を配置しなければならない。	厚生労働省社会援護局障害保健福祉部福祉サービス係大城	
投薬は健康管理の範疇であるか		
そうである。	厚生労働省社会援護局障害保健福祉部福祉サービス係大城	
立ち入り時の調査手法に投薬履歴等の書類検分は、義務付けられていないのか	町議会議員西原	
指定権者である都道府県は、健康管理、金銭管理に関して文書で同意をとるように指導する権限がある。	厚生労働省社会援護局障害保健福祉部福祉サービス係大城	
障害者虐待防止法には書き込まれていないが、H27/4付けの通知	厚生労働省社会援護局障害保健福祉部福祉サービス係大城	
「都道府県、市町村虐待防止対策上の留意点」中に、通報に基づく立ち入り調査時には「書類に目を通す」と書かれている。	厚生労働省社会援護局障害保健福祉部福祉サービス係大城	
障害者福祉施設における障害者虐待の防止と対応の手引き(平成27年3月・厚生労働省より通知)	高知県障健福祉課補佐・包末補佐	H28.2.25
インフルエンザ予防接種について	厚生労働省健康部予防接種室	H28.2.29
高齢者(65歳以上)の定期予防接種においては、非接種者に対して、有効性、及び安全性並びに副反応について、当該非接種者に対して、適切な説明をし、文書で同意を得るよ	厚生労働省健康部予防接種室	H28.2.29
うにしなければならない予防接種法に基づく厚生労働省令)	厚生労働省健康部予防接種室	H28.2.29
インフルエンザの実施主体は市町村であり、施設の食t薬系の委託契約に基づいて予防接種を実施しているので、法令違反の責任は、市町村に帰する。	厚生労働省健康部予防接種室	H28.2.29
厚労省が、健康管理、金銭管理について、文書で、説明、同意を促す指導権限が県にあると判断している	四万十町議会議員西原	H28.2.29
その獅子の通知が、文書で厚労省からなければ、動けない。	高知県障健福祉課補佐・包末補佐	H28.2.29
	構原町総務課、石田	
65歳以上の高齢者には、町がインフルエンザ予防接種を勧奨している。施設入居者の場合は、問診票に同意欄があり、本人、家族の同意のもとに、施設が代筆する場合もある。	構原町保健福祉センター・大滝	H28.2.29
カルテは開示する。町立病院なので、町長あての個人情報の開示請求を出してほしい。	構原病院院長、内田	H28.2.29
情報公開条例、個人情報保護条例があるかどうかわからない。	構原町総務課、中越加奈	H28.2.29
構原町個人情報保護条例第12条2項において、個人情報を開示請求できるのは、本人及び、未成年であれば、成年後見人、青年であれば、法定代理人であると規定されている。		H28.2.29
個人情報保護条例において、個人情報を開示請求できるのは、本人及び、未成年であれば、成年後見人、青年であれば、法定代理人である。	四万十町総務課、福留	H28.2.29
予防接種法上、65歳以上の定期予防接種において、本人が保護者への同意が文書で取られているか、みどりの家について事実確認をする。	構原町保健福祉センター橋田	

障害者支援施設の指定権限は、県に降りている。通知があっても、それに従う必要はない。文書で同意をとるように指導するかどうかは、県の判断である。	厚生労働省社会援護局障害保健福祉部福祉サービス係大城	H28.3.1
厚労省がこう言っている。あなたの文書で通知がなければ動けないとは判断が異なる。	四万十町議会議員西原	H28.3.1
施設に入るときに、文書で説明を受け、同意して、契約して、入所しますよね。あれにも文書で同意を取らなくてはいけないとは書いていません。	高知県障害福祉課補佐・包末補佐	
重要事項説明書のことですか。	四万十町議会議員西原	
そうです。	高知県障害福祉課補佐・包末補佐	
あなたの国語力を疑います。「しなくてはいけない」とは最初から言っています。「できるそうです」と言っている。「しなくてはいけない」と「するとができる」は概念が違う。	四万十町議会議員西原	
県民のたつての要望です。納税者です。するか、しないかの判断です。必要ではないのでしないと判断するならば、その根拠をあなた方は、我々に説明しなくてはならない。	四万十町議会議員西原	
厚労省の大城さんに聞いてみます。	高知県障害福祉課補佐・包末補佐	
聞いてください。私も医事業務課の課長に聞いてみます。	四万十町議会議員西原	
個人情報保護助条例に基づく個人情報開示の件ですが	四万十町議会議員西原	
申請は、本人ができますよね。本人は障害者なので、当然歩いて役場の総務課までこれません。それで、事情に配慮して、総務課職員がみどりのに申請書を持って行って、	四万十町議会議員西原	
本人の同意をとって施設に代筆してもらう事は可能ではないですか。本人と、少しですが、会話しました。判断力、思考力のない人には見えませんでした。	四万十町議会議員西原	
ただし、同席した家族から、説明し、同意を取ってもらって、その同意を総務課が確認し、施設が申請書の必要事項を代筆するという事です。これは、極めて合理的判断ではないですか	四万十町議会議員西原	
分かりました。いつみどりの家に行けばいいですか。	構原町総務課、石田	
打ち合わせがありますので、少し待って下さい。	四万十町議会議員西原	
厚労省に確認した。健康管理に問題があれば、文書を同意で取るように指導できると言われた。	高知県障害福祉課補佐・包末補佐	
設問が異なると回答が異なる。別途検証したい。健康管理には服薬管理が含まれる。服薬管理には医師の処方が含まれる。医師の処方に関しての同意である。	四万十町議会議員西原	
そこも確認した。	高知県障害福祉課補佐・包末補佐	
カルテの会開示請求中である。議会終了後に確認したい。	四万十町議会議員西原	
所管の構原病院の医師と施設が、本人の同意に基づく開示請求に対応する。	構原町総務課、石田	
同意、代筆の確認は、総務の所管ではないか。総務として対応すべきではないか。所管の決済は、その後の手続きではないか。	四万十町議会議員西原	
再確認する。	四万十町議会議員西原	
予診票の同意欄にて、同意を確認している。	構原町総務課、石田	
予診票というのは、問診票のことか。	構原町保健福祉センター橋田	
そうである。	四万十町議会議員西原	
予診票の保存期間は、	四万十町議会議員西原	
5年である。	構原町保健福祉センター橋田	
本人の予診票の開示請求をしたい。過去5年間分である。	構原町保健福祉センター橋田	
個人情報である。	構原町保健福祉センター橋田	
本人からの請求である。カルテの請求と同時にできる。可能なはずだ。それと家族に送られてきた同意を求めるとの突き合せ作業がある。施設の虚偽が発覚する可能性がある。	四万十町議会議員西原	
障害者施設である。知的障害も含まれる。家族への同意文書の突き合せ作業がある。	四万十町議会議員西原	
施設と構原病院へ確認を取った。施設は代筆すると言っている。家族は行く必要はない。送迎の支援もできない。	健康福祉課課長山本	
それであれば問題ない。総務課立ち合いのもとに同意確認を取って、代筆してもらえばいい。	四万十町議会議員西原	
連絡を受けて、構原病院へ行った。院長と事務長に合って、確認した。施設へは事務長から問い合わせてもらった。	構原町総務課、石田	H28.3.4

<p>構原病院は、町立だが、施設は社会福祉法人で、県の監督下にある。事務長から問い合わせることはない。自ら確認すればよいのではないか。</p>	<p>四万十町議会議員西原</p>	
<p>医療行為に関する個人情報開示請求である。施設は関係ない。代筆ぐらいするのは当然のことだ。構原町総務課の仕事は、開示請求の受理までだ。その後には所管の構原病院へ文書</p>	<p>四万十町議会議員西原</p>	
<p>を回せばよいのではないか。区分けがないから、施設と病院の癒着が起きる。法律は個人の権利を守るためのものだ。法の趣旨を理解して正確に運用するのが公務員の責務だ。</p>	<p>四万十町議会議員西原</p>	
<p>分かりました。開示請求の日に時を知らせて下さい。</p>	<p>構原町総務課、石田</p>	
<p>個人情報開示請求をした。請求対象は、入所以来の全カルテ、インフルエンザ予診票、介護認定調査結果</p>	<p>家族</p>	<p>H28.3.10</p>